

## 横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集 刊行規程

制定 平成 13 年 11 月 01 日

改正 平成 17 年 03 月 23 日

改正 平成 26 年 03 月 06 日

第 1 条 横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集（以下「研究論集」という）の刊行等については、この規程の定めるところによる。

### 第 2 条 研究論集の目的

研究論集は横浜国立大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という）教育相談・支援総合センター（以下「センター」という）の事業に関する内容や成果を内外に発表することを目的とする。

### 第 3 条 研究論集への投稿資格

投稿者の中には、研究科教員が含まれている必要がある。第 1 著者として投稿することができるのは、研究科教員、研究科教員との共同研究者、センター研究員、研究科大学院生である。なお、センター研究員、研究科大学院生が第 1 著者として投稿する場合には、研究科教員の指導を受けていることが必要である。さらに、それ以外の者で、当センターの目的に寄与すると編集委員会が認めるものは投稿することができる。

### 第 4 条 研究論集の刊行

(ア)研究論集は各年度 1 回刊行する。

(イ)研究論集の刊行等に関する業務は、編集委員会が行う。

(ウ)別刷りは投稿者の実費負担とする。ただし、運営委員会が依頼した原稿の別刷りは無償で著者に配布する。

### 第 5 条 研究論集の配付等

(ア)研究論集は国内外の研究・教育機関に寄贈することができる。研究論集交換および寄贈は、必要に応じてセンターが行うものとする。

(イ)研究論集は、各著者に 1 部ずつ無償で配付する。これを超える分については著者の実費負担とする。

### 第 6 条 編集規程は別に定める。

### 附則

この刊行規程は、平成 13 年 11 月 01 日より施行する。

この刊行規程は、平成 17 年 03 月 23 日より施行する。

この刊行規程は、平成 26 年 03 月 06 日より施行する。

## 横浜国立大学大学院教育学研究科 教育相談・支援総合センター研究論集 投稿要領

制定 平成 13 年 11 月 01 日

改正 平成 17 年 03 月 23 日

改正 平成 26 年 03 月 06 日

### 第 1 条 投稿資格

刊行規程の第 3 条に従うものとする。

### 第 2 条 投稿論文の内容

投稿論文の内容は、教育相談・支援に関する臨床事例研究等とし、未公開のものに限る。なお、事例の記述については、個人の秘密を守るため、投稿者において十二分に注意すること。

### 第 3 条 投稿の申込み

(ア)論文の投稿を希望する者は、予め所定の「研究論集投稿予定申込書」に必要事項を記載の上、定められた期限までに編集委員会に提出する。

(イ)第 1 著者として投稿の申込みができるのは原則として 1 人 1 編とし、連絡担当教員となることができるのは 1 人 2 編までとする。

### 第 4 条 原稿の提出

原稿の提出に当たっては、「研究論集投稿申込書」に必要事項を記載の上、定められた期限までに編集委員会に提出する。

### 第 5 条 論文原稿の作成要領

(ア)原稿は、邦文の場合は 20,000 字、欧文の場合は 40,000 字以内とする。ただし、図表・図版・地図が入る場合は、そのスペースに相当する字数を削除すること。

(イ)原稿には邦文と欧文の題目を付ける。受付後の題目の変更は原則として認めない。

(ウ)論文中、イタリック・ゴチック・ギリシャ文字等、特別の活字の使用を必要とする箇所、各種の図表・図版・地図など印刷に当たり特別の配慮を必要とする箇所等には、投稿者がしかるべき指示を明記する。

(エ)図表・図版・地図などで著作権者の承認を必要とするものは、投稿者がその手続きをとる。

(オ)記述は、簡潔、明確にし、現代かなづかい、常用漢字を使用する。

(カ)数字は原則としてアラビア数字を使用する。

(キ)引用文献は本文の後にアルファベット順に一括して提示する。文献記述の形式は筆者名、発表年、題目、雑誌名、巻数、号数、論文所在ページの順にする。

(ク)謝辞をつける場合は、引用文献の後にする。

### 第 6 条 改稿要領

改稿の際に投稿者は、以下に留意する。

(ア)査読者のコメントに従って改稿する。

(イ)原稿の改稿部分が明確に示されている新旧対照表を添付する。

(ウ)新旧対照表には以下の 4 点を記載する。①査読者のコメント、②それに対する投稿者からの回答、③前回投稿論文における表記、④改稿した論文で修正した表記。

修正及び検討の要求に対して異論がある場合には、その異論の内容を記述する回答を作成すること。

### 第 7 条 異議申し立て

投稿者は編集委員会の「不採択」の決定があった場合、または審査過程において著しく自己に不利な決定があったと考える場合、編集委員会に対して書面により異議申し立てを行うことができる。

### 第 8 条 校正

(ア)校正は校正刷り受領後 1 週間以内に行う。

(イ)校正時の内容の変更は原則として認めない。編集委員会は、内容の変更によって生じた経費の増加分を投稿者に請求することができる。

(ウ)特別の理由なくして校正の提出が遅延し、研究論集全体の刊行に支障を生じさせた場合、編集委員会は当該論文の執筆者の投稿を次年度に限り、禁止することができる。

### 附則

この投稿要領は、平成 13 年 11 月 01 日より施行する。

この投稿要領は、平成 17 年 03 月 23 日より施行する。

この投稿要領は、平成 26 年 03 月 06 日より施行する。